

「人」は、社会の担い手であり、活力の源です。

本県では、「活力ある人づくり」と「人を活かす社会づくり」を目指し、乳幼児期から学校教育期、成人期に至るまで、生涯を通じた「人」づくりに集中的に取り組んでいます。

次代を担う子どもが、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれた自立した若者へと成長することは、県民すべての願いです。

しかし、急激な社会経済情勢の変化の中で、就業・社会参画意識や目的達成意欲の低下などが指摘されるとともに、不登校、中途退学、非行の低年齢化などが課題となっています。

子どもが将来自立した社会人として、国内はもとより、世界でも活躍できるよう、社会全体で活力ある人づくりに取り組むことが求められています。

特に、幼児期・学校教育期は、子どもにとって、多くの人との出会いや集団活動を通して人格形成がなされていく大切な時期です。

このため、「知・徳・体」の基礎・基本の定着を図る取組を徹底するとともに、考える力やコミュニケーション能力の育成、夢や目標に挑戦する力の育成、他人を思いやる心や感動する心の育成、特別支援教育の充実など教育内容の一層の充実・発展に取り組む必要があります。

また、学校、家庭、地域など、それぞれの場における取組に加え、「地域の子どもは、地域で守り育てる」を共通の目標とし、学校、家庭、地域が一体となって、子どもが地域社会の一員として必要な知識、生活習慣を身につけるよう、県民総ぐるみの運動として取り組んでいくことが重要です。

加えて、スポーツ、自然体験、文化体験、ボランティア体験などを通じて、子どもが主体的に考え、行動し、様々な人々と交流する中で豊かな心が育まれるよう、体験機会の提供や、活動の場となる拠点づくりが必要です。

第5節では、次の施策に取り組めます

1 幼児期の教育の充実

2 「知・徳・体」のバランスのとれたこどもの育成

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 学力の定着・向上 | (4) 特別支援教育の充実 |
| (2) 豊かな心の育成 | (5) 信頼される学校づくり |
| (3) 健やかな体の育成 | |

3 思春期の心と体の健康対策の充実

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 性の健康対策の充実 | (3) 薬物乱用未然防止対策の充実 |
| (2) 心の健康対策の充実 | (4) 喫煙・飲酒対策の充実 |

4 非行防止と立直りの支援

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 非行防止の取組 | (3) 立直りの支援 |
| (2) 有害環境対策の推進 | (4) 薬物乱用防止対策 |

5 若者の自立支援

1 幼児期の教育の充実

めざす姿

人とかかわり、自己表現力を身につけ、心身ともに健やかに育ち、小学校に入学することを待ち望んでいます

現状と課題

幼児期の教育は、人格形成の基礎づくりをなすものであり、次代を担う子どもを育む上で、極めて重要です。

平成15（2003）年及び平成18（2006）年に実施した「幼児教育調査」において、「基本的生活習慣の定着」と「コミュニケーション力の育成」に課題があることが明らかになりました。

また、平成18（2006）年に改正された教育基本法に、「幼児期の教育」の振興が盛り込まれ、小学校就学前の教育・保育を担う専門施設である幼稚園・保育所・認定こども園における質の高い教育と保育が求められています。

このため、県では、平成19（2007）年度に「広島県幼児教育ビジョン」実施計画（平成20（2008）～22（2010）年）を策定し、具体的な施策に取り組んでいます。また、県内の市町においても、平成20（2008）年3月までに、それぞれの実情に即した「幼児教育振興計画」が策定されています。

今後は、平成21（2009）年度から実施されている新しい「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」に基づき、「生きる力」の基礎や小学校以降の「生活や学習の基盤」を家庭・地域との連携を図りながら着実に培っていくことが必要です。

教員・保育士研修については、今日的課題へ対応するための新たな研修メニューの導入などを図るとともに、これまでに行ってきた実践研究の成果を、全ての幼稚園・保育所・認定こども園に普及していく必要があります。

幼児期の教育の新たな選択肢である保育・教育を一体的に行う認定こども園の整備が進んでいます。

取組の方向

幼児期の教育がそれぞれの地域の実情に応じて総合的に推進されるよう、教育委員会と保育所所管部局等の連携を図るとともに、各市町の「幼児教育振興計画」の実現に向けた取組を支援します。

幼稚園・保育所・認定こども園が地域の子育て支援の中核施設となり、教育・保育が一体のものとして取り組まれるよう、教員・保育士の専門性を高め、資質の向上を図るため、研修の相互受講等、交流・連携を促進します。

小学校就学前教育の重要な役割を持つ幼稚園・保育所・認定こども園が、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」により質の高い教育や相談機能を活用した取組が行われるよう市町や関係団体と連携を図ります。

「幼児教育調査」から明らかとなった課題を踏まえ、基本的生活習慣の定着や人とかかわる力の育成に取り組めます。

幼児期の教育・保育に係る各種情報を県・教育委員会のホームページ等によって発信し、幼児期の教育・保育関係者を始めとする県民の関心を喚起します。

幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう、機能の充実を促進します。

幼児期からの基本的生活習慣の定着とコミュニケーション能力の育成を促進するため、幼稚園教育要領や保育所保育指針の趣旨の徹底を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携や幼児教育等に係る調査研究を推進し、幼児期の教育・保育内容の充実を支援します。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず小学校就学前の保育・教育を一体的に行うもので、保護者の就労形態に捉われない保育ニーズへの対応という側面を持つとともに、幼児の減少する地域においては成長に必要な集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保つことを可能とすることから、地域の実情に応じて整備を推進します。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
地域ぐるみの教育の推進 ・地域ぐるみ活動の促進 ・開かれた園・所づくりの推進 ・幼児教育振興計画等に基づいた施策の推進の支援	-	-	-
教育内容の充実 ・しなやかな心とからだ育ての充実 ・ことば育ての充実 ・きめ細かな保育の充実	-	-	-
教員・保育士の資質の向上 ・研修機会の充実 ・自主的な研修の推進 ・研究公開の充実 ・市町間連携の推進	-	-	-
幼保小の連携教育の推進 ・幼保小連携カリキュラムの研究推進 ・幼保小の相互理解の推進 ・幼保小連携機関の設置促進 ・教員・保育士合同研修の推進 ・教育・保育等の総合的な提供の推進	-	-	-
認定こども園の推進【再掲】 ・保育・教育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行う認定こども園制度を推進する。	-	-	-



2 「知・徳・体」のバランスのとれたこどもの育成

めざす姿

将来の夢や目標を実現できるよう、確かな学力が定着しています
生命（いのち）を大切にし、他人を思いやり、社会の一員としての自覚を持つなど、豊かな心が育っています
健やかな体づくりのため、「健康」の大切さを理解し、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や健全な食習慣など基本的な生活習慣が身についています

現状と課題

（１）学力の定着・向上

公立小・中学校の児童生徒の基礎学力は、おおむね定着してきています。しかし、思考力・表現力に関して課題があるなど、一部定着が不十分な内容等があるため、授業改善を進め、基礎的・基本的な学習内容の一層の定着を図るとともに、基礎的な知識・技能を活用して思考し、表現する力を更に向上させる必要があります。

県立高等学校においては、大学入試センター試験の結果などにおいて成果が現れてきていますが、生徒の将来の夢や高い目標に対応した幅広い進路希望を実現するため、指導体制を一層充実し、更に生徒の学力向上を図る必要があります。

（２）豊かな心の育成

一人ひとりが社会の一員としての自覚と責任を持ち、互いに人として尊重し合いながら活躍できる力を着実に育てていくことが大切です。

しかし、全国的に、若者の就業・社会参画意識、目的達成意欲の低下などが指摘されるとともに、不登校、中途退学、非行の低年齢化などが問題となっています。

他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育てていく必要があります。

少子化や都市化の進行により、様々な年齢の子どもが群れ遊ぶ機会や安全な遊び場が減り、また、子どもの生活にゆとりが無くなっているとも言われ、乳幼児とのふれあいを始め、他者とのコミュニケーション自体が減っています。とりわけ、乳幼児とのふれあいは、生命（いのち）の大切さを実感し、自己肯定感を涵養することにもつながります。

子どもがのびのびと遊べる公園の整備を推進していますが、広島県の1人当たりの都市公園面積は、平成20（2008）年度末で10.8㎡で、国が掲げる長期目標の20㎡には及ばない状況です。

子どもが心豊かに育つよう、幼いころから優れた文化・芸術の鑑賞といった、自らの活動を通じて文化・芸術等に親しみや興味を持つような環境づくりを進め、また、地球環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、環境活動の場づくりや必要な人材及び教材を提供する必要があります。



(3) 健やかな体の育成

県が平成12(2000)年度から毎年実施している児童生徒の体力・運動能力調査の結果では、本県児童生徒の体力・運動能力は向上傾向にあるものの、全国平均と比較すると課題があり、引き続き体力向上に向けた取組の推進が必要です。

また、毎日朝食を摂る子どもの方が基礎学力の定着度合いが高く、よく運動する子どもの方が、体力・運動能力が高いといった傾向が出ており、基本的な生活習慣づくりが重要です。

加えて、生活環境や住環境の変化から、食べ物の生産現場を見たり、農村等の生活を体験する機会が少なくなるとともに、輸入農産物の増加、外食や加工食品等の利用が増えるなど、食べ物の生産や流通の実態が見えにくいものとなり、食べ物や農林水産業に対する関心が低下し、食べ物に対する感謝の心が薄れてきています。

生活習慣病の危険因子の軽減と望ましい食習慣の確立に向け、食生活指針の普及啓発が必要です。

また、食べることに関して、歯・口の健康づくりは欠かせない要素であることから、子どものむし歯の減少傾向を継続させることが必要です。

(4) 特別支援教育の充実

小学校及び中学校では、特別支援教育を推進するための校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名は全校で実施していますが、児童生徒を支援するための体制が十分に機能しているとは言えず、幼稚園及び高等学校においては、校内体制の整備が必要です。

また、通常の学級における発達障害のある児童生徒への指導や軽度の障害のある児童生徒への通級による指導を更に充実していくことが求められています。

特別支援学校では、高等部卒業者の就職率は、近年上昇しているものの全国平均と比較すると低い状況が続いており、職業的自立を促進する取組の充実が課題となっています。

(5) 信頼される学校づくり

信頼される公教育の確立を目指して、「学校へ行こう週間」の実施などにより、保護者や地域の人々に教育活動への理解を求めるなど、学校運営の透明性の確保等を図り、開かれた学校づくりを推進してきました。

今後も継続的にこれを展開し、信頼される学校づくりを進めるとともに、地域全体で学校を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進していくことが必要です。



(1) 学力の定着・向上

児童生徒に基礎学力を確実に定着させるため、「基礎・基本」定着状況調査の実施等を通して、学校が主体的に調査結果の分析を行い、それに基づいた授業改善を行うことができるよう支援するとともに、少人数指導等の充実や新学習指導要領を踏まえた言語活動や理数教育などの充実を図ります。

特に、中学校の学力向上を目指し、指定地域への授業改善の指導を重点的に行い、その成果を県内の公立中学校全体に普及します。

県立高等学校における生徒の学力向上を図るため、そのモデルとなる学校を指定し、生徒の基礎学力の定着・向上や進路希望に応える取組を推進させ、その成果を県立高等学校全体に普及させます。

また、高校生を対象として、「広島県科学オリンピック」及び「広島県科学セミナー」を開催し、理数学習への意欲の向上と論理的思考力等の育成を図ります。

(2) 豊かな心の育成

児童生徒に社会の構成員としての規範意識や他人を思いやる心などを育むため、市町教育委員会が家庭や地域と連携し、道德教育の推進に一層取り組めるよう支援します。

全体的な道德教育の質の向上を図るために、身近な素材を活用し、地域教材指導資料を作成するなど、心に響く道德の授業づくりを推進します。

児童生徒が夢や明確な目標を持ち、その達成に向かって挑戦していく意欲・姿勢を育むため、社会の第一線で活躍する人にふれる機会を提供するとともに、市町教育委員会が地域の実情に応じた「志」の教育に取り組めるよう支援します。

生徒指導上の諸問題に対応するため、家庭、学校、地域、関係機関の連携体制の強化やスクールカウンセラー等の効果的・計画的な配置などに取り組みます。

学校における総合的な学習の時間などを活用し、地域の幼児・児童・生徒が世代や学校の垣根を越えた相互の交流などについて、積極的に実施するよう呼びかけていきます。

自然の中で子どもが交流を深めるなど、様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育むために児童生徒の体験活動を推進します。

子育てサークルやNPO、教育機関などと連携し、乳幼児を始めとした異年齢の者とのふれあいの場をつくることにより、子どもの自己肯定感の涵養に取り組みます。

自然公園や都市公園を整備するとともに、森林が持つ様々な機能や林業の役割について学ぶ森林・林業体験活動を推進し、自然とふれあい、遊び、学ぶことを通して豊かな人間性や自然を愛する心を育みます。

新たなひろしま文化の創造に向けた「けんみん文化祭」の開催による文化芸術活動の発表の場や芸術祭など優れた文化・芸術にふれる機会の提供を通じて、子どもの豊かな感性を養います。

美術館などの県立文化施設や県立広島大学において、出前授業や公開講座の実施などにより、優れた作品を気軽に鑑賞したり、物事に対する興味や学ぶ意欲を育む機会を提供します。

「広島県環境学習基本方針」に基づき、子どもの発達段階・成長過程に応じた環境学習を授業や特別活動等において進めていきます。また、家庭や学校など、それぞれの場に応じた環境教育・環境学習プログラムや教材の整備を進めます。

(3) 健やかな体の育成

体力・運動能力調査を引き続き実施し、現状把握に努めるとともに、学校において体育の授業の改善や計画的に体力づくりを推進する体制の充実に取り組み、基礎的な体力・運動能力の向上を図ります。

児童生徒の健康問題に対応するため、家庭や地域の関係機関と連携し、学校における健康相談や保健指導のより一層の充実に努めるとともに、健康教育を充実させていきます。

栄養教諭の配置を促進し、学校全体で食育の推進に取り組むとともに、引き続き、「食べる！遊ぶ！読む！」キャンペーン¹を展開し、家庭において「食べること」、「遊ぶこと」、「読むこと」を規則正しく取り入れ、生活のリズムを整えることの大切さを呼びかけていきます。

望ましい食習慣の定着活動に地域で取り組んでいる食生活改善関係団体を支援します。

家庭、学校、地域、職場等に、食生活指針の普及・啓発を図るため、「栄養3・3運動²」及びひろしま版「食事バランスガイド³」を活用した取組を推進します。

給食施設が行う、乳幼児から思春期までの発達段階に応じた健全な食習慣の定着に向けた食育の推進を支援します。

食べ物への感謝の心を育てるため、農林水産業や農山漁村の重要性や役割を楽しく学べる農林漁業体験活動⁴の受入先等の情報を提供します。

(社)広島県歯科医師会、市町及び教育機関と連携して実施している乳幼児からの継続した効果的な歯科保健事業に引き続き取り組むとともに、発達段階に応じた情報を提供し、歯・口の健康づくりのための普及啓発に努めます。

(4) 特別支援教育の充実

「広島県特別支援教育ビジョン」に基づき、専門性に基づく質の高い特別支援教育の実現を目指す取組を総合的に進めていきます。

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服し、更には職業的自立の促進に向けた適切な指導や必要な支援を行います。

(5) 信頼される学校づくり

信頼される公教育の確立を目指して、学校評価の結果の公表や学校関係者評価の積極的活用により、広く学校運営についての情報を発信するとともに、保護者等の意見を積極的に取り入れながら、開かれた学校づくりを進めます。

引き続き、「学校へ行こう週間」の実施により、保護者や地域の人々に教育活動への理解を求めます。

学校における教育活動などに地域や企業など多様な主体が幅広く参画し、地域や社会が子どもの成長を支える取組の充実に努めます。

1 「食べる！遊ぶ！読む！」キャンペーン：食べる・遊ぶ・読むをテーマとした、家庭における基本的な生活習慣の定着を促すため平成16（2004）年度から取り組んでいる普及・啓発活動。

2 栄養3・3運動：朝・昼・夕の「3食」に、赤・黄・緑の「3色」の食品を毎食組み合わせさせてきちんと食べることを目指し、県民運動を展開するための広島県独自のスローガンです。

3 食事バランスガイド：1日に「何を」、「どれだけ」食べたらよいか、食事の目安をコマ型で表したもの。（厚生労働省及び農林水産省が策定）

4 農林漁業体験活動：体験を通じて食べ物について学んだり、生き物や農山漁村の自然にふれあうことにより、「食」や「農林水産業」、「環境」の問題を身近に感じ、食べ物の大切さや農林水産業の重要性を知るだけでなく、環境を守ることの意義や健康について考えるきっかけとなる体験活動。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
「基礎・基本」の定着 ・「基礎・基本」定着状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた、市町教育委員会に対する授業改善の指導を行うとともに、特に中学校の学力向上を目指した指定地域への授業改善の指導を強化	基礎学力が定着している児童生徒の割合	小学校： 国語80.7% 算数88.2% 中学校： 国語79.0% 数学70.5% 英語64.2%	全教科 85%以上
県立高等学校生徒の学力向上 ・トップリーダーハイスクール、チャレンジハイスクール、ステップアップハイスクールを指定し、生徒の進路希望に応える取組及び基礎学力の定着を図る取組を支援 ・大学教授等の模擬授業、学習宿泊の実施など全県立高校での取組支援 ・物理・化学・生物・地学・数学の5分野について、大学教授等による講義・実験指導を行う「広島県科学セミナー」と、分野別試験(筆記・実験)を行う「広島県科学オリンピック」を開催	基礎学力が定着している生徒が6割を超える学校の割合(県立学校)	34.1%	50%
体験活動・読書活動等の推進 ・社会奉仕体験、職業体験、農業体験など様々な体験活動を通じた心身ともに健全な児童生徒の育成 ・長期の集団宿泊体験の推進 ・県立青少年教育施設等において、子どもの体験活動のリーダーとなる高校生・大学生を育成	-	-	-
「心の元気を育てる」道徳教育の推進 ・各市町道徳教育推進協議会を中心とした教職員の指導力の向上 ・身近な素材を活用し、心に響く道徳の授業づくりのための地域教材指導資料の作成	-	-	-
「志」の教育推進 ・バイオアスピリット実践事業を通じた、次代を担う高校生の夢や目標の実現に向けた実践力の養成 ・中学生等を対象とした夢や目標を持つきっかけづくりを推進する市町への支援	将来の夢がかなうと思う児童生徒の割合	小学校 81.0% 中学校 59.0%	現状値より向上
生徒指導上の諸問題対策の推進 ・学校・家庭・地域・関係機関が連携した推進体制の強化 ・生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見、早期解決に対応するスクールカウンセラーの配置などによる教育相談体制の整備 ・意欲を育む体験活動推進事業による宿泊型体験活動等を通じた不登校児童生徒の自立支援	暴力行為発生件数(公立小・中・高校生千人当たり)	4.4件 (平成20年度)	3.1件
文化・芸術に親しむ環境づくりの推進 ・「けんみん文化祭」の開催 ・優れた文化芸術にふれあうことのできる芸術祭等の開催 ・県立文化施設における優れた文化・芸術の鑑賞機会の提供	-	-	-
環境学習の推進 ・人材や教材の情報提供などを通じた環境学習の機会の充実 ・環境月間行事の開催など様々な機会を通じた普及啓発の実施	小・中学生のこどもエコクラブ登録者数	963人	3,000人 (平成22年度)
ひろしまの森づくり事業の実施 ・森林や林業に関する専門的な講師を招き、学校や住民団体が森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動	-	-	-

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
児童生徒の体力・運動能力の向上 ・児童生徒の体力・運動能力調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を踏まえた取組の推進 ・大学生ボランティアの活用促進など体力づくりに計画的に取り組む体制づくり等への支援	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目の割合	71.1%	75% (平成22年度)
栄養改善の推進 ・特定給食施設等指導 ・栄養3・3運動及び食事バランスガイドの普及啓発 ・食生活改善推進員支援	肥満傾向にある小・中学生の割合	小学生 2.3% 中学生 2.0% (平成20年度)	小学生2.0%以下 中学生1.7%以下
学校・家庭等における食育の推進 ・各学校で系統的・計画的な食育が推進されるよう研修会等を実施 ・栄養教諭の配置 ・「食べる！遊ぶ！読む！」キャンペーン等を通じた家庭・地域等における普及・啓発	朝食を摂らない児童生徒の割合	小学校 3.0% 中学校 6.2%	0%に近づける
歯科保健の推進 ・乳歯のむし歯は、永久歯のむし歯との関連が強いことから、3歳児のむし歯のない者の割合を増加させることにより、生涯を通じた歯の健康づくりへの波及を図る。	3歳児におけるむし歯のない子どもの割合	78.7% (平成20年度)	80% (平成23年度)
学校歯科保健の推進 ・12歳児の1人平均むし歯数を減らすことで生涯を通じた歯の健康づくりへの波及を図る。	12歳児の1人平均むし歯数	1.1本 (平成20年度)	1本以下 (平成23年度)
特別支援教育の充実 ・支援体制の整備 ・教員の専門性の向上 ・特別支援学校における教育の充実（障害の種別・程度に応じた専門的な指導の充実）	高等部卒業生の就職率（公立特別支援学校）	22.0% (平成21年3月卒業者)	26.0%
開かれた学校づくりの推進 ・「ひろしま教育の日」及び「ひろしま教育ウィーク」期間中における教育フォーラム、学校へ行こう週間等の学校公開の推進 ・学校評価システムの充実	-	-	-
学校の活動を支援する社会づくりの推進 ・学校支援地域本部の設置促進 地域住民のボランティア活動等による学校運営の支援 ・放課後子ども教室の設置促進【再掲】	-	-	-

3 思春期の心と体の健康対策の充実

めざす姿

自分のことや友達のこと，小さな悩みも大きな悩みも，周りにはたくさんの相談できる人がいるので，ひとりで抱えこむことはありません
性に関する正しい知識，薬物乱用の危険性，喫煙や飲酒の弊害などを理解し，心も体も健全に成長しています

現状と課題

(1) 性の健康対策

近年，性行動が低年齢化・活発化しており，中学生，高校生に焦点を当てた対策が必要となっています。平成16（2004）年全国高校生調査によると高校3年生の性交経験率は30%を超えており，性器クラミジア感染症では，10歳代から20歳代の患者の占める割合が他の年齢層に比べて大きくなっています。

性感染症の予防に関しては，中学生，高校生に対して，その年代に受け入れられやすい普及啓発活動と，性感染症の予防を支援する環境づくりが必要です。

(2) 心の健康対策

心理的な発達段階にあたる思春期には，様々な悩みや葛藤を抱えやすいという特徴があり，不登校やひきこもり等の多岐にわたる問題が表面化することがあるため，思春期の特性に合わせた心の健康対策が必要となっています。

本県の不登校児童生徒の割合は全国に比べて高い状況が続いています。

また，ひきこもりの特徴には，長期化しやすく表面化しにくいことが挙げられています。

不登校やひきこもりは単にその問題だけでなく，背景に家庭環境上の問題や児童虐待などの養育問題が存在する場合があります。このため，保健所や県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島），こども家庭センター（児童相談所），学校などの関係機関が連携し，問題を抱える子どもや家族，周囲の人が相談しやすい体制を充実することが必要となっています。

(3) 薬物乱用未然防止対策

薬物乱用防止対策は，国の「第三次薬物乱用防止五か年戦略（平成20（2008）～24（2012）年）」（薬物乱用対策推進会議）に基づいて，総合的な対策が実施されていますが，近年は大学生が大麻を乱用する事件が頻発し，県内においても中学生が大麻所持で検挙され，子どもの規範意識の低下がうかがわれる状況となっており，薬物に関する正しい知識の普及や指導の更なる充実が必要となっています。

(4) 喫煙・飲酒対策

成長期である未成年からの喫煙は，ニコチン依存症になりやすく，生涯の総喫煙量が多くなり，将来たばこ関連疾患にかかる危険性が高くなるとともに，未成年からの飲酒は，慢性的な健康障害を引き起こすため，未成年からの喫煙や飲酒が健康に与える影響を広く普及啓発する必要があります。

(1) 性の健康対策の充実

「生命(いのち)の尊さ」や「自分を大切にする」という意識を醸成するため、「生と性」についての教育に取り組みます。

性感染症の予防については、各種普及啓発活動資料を活用するとともに、感染症情報センター(広島県保健環境センター内)で発生情報を提供します。また、講演会・研修会の開催などを行い正しい知識の普及に努めます。

エイズについては、県保健所が中学校・高等学校へ出向き、学校と連携しながら指導を行い、知識の普及を図るとともに、プライバシーに配慮し匿名による検査・相談を行います。

ピアエデュケーター(仲間教育)を育成・活用し、子どもや若者の目線に合わせて、より効果的な方法で教育に取り組みます。

(2) 心の健康対策の充実

広く県民の心の悩みに対応するため、「こころの電話相談」を実施するとともに、各保健所や県立総合精神保健福祉センターで、本人や家族を対象とした精神保健福祉相談(思春期、ひきこもりを含む)や家族教室等を実施します。

県立総合精神保健福祉センターでは、インターネット等を活用し、心のケアに関する相談機関や精神保健福祉についての情報提供を行うなど、広域的な地域支援を行います。

各保健所や県立総合精神保健福祉センターにおいて、地域の実情に応じ、行政機関職員や教職員、ボランティア等を対象に研修会や事例検討会等を実施し、職員の資質向上、人材育成及び地域における関係機関の連携を図ります。

更に、県立教育センター等において、いじめや思春期における様々な悩みに対応する「いじめダイヤル24」、「心のふれあい相談室」などを実施します。

(3) 薬物乱用未然防止対策の充実

薬物乱用の未然防止(一次予防)の観点から、小学校高学年から大学生に対して、教科での学習や薬物乱用防止教室の開催などを通じ、薬物乱用防止教育の推進を図ります。また、保護者に対しても保健だよりや学校保健委員会などを通じ薬物に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

「薬物乱用防止指導員」の活動や保健所での相談、薬物専門講師を養成することにより、学校、家庭、地域における薬物乱用防止啓発活動を支援します。

広く県民に対しては、地域社会の中で薬物乱用を防止する意識の向上を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や薬物乱用防止講習会を充実・強化するとともに、各種団体や地域における様々な活動を通じて広報啓発活動を展開します。

(4) 喫煙・飲酒対策の充実

成人の常習喫煙者の約半数は、未成年期からの常習喫煙者であり、学校、市町、禁煙支援ネットワークなどの関係団体と連携して、たばこが健康に与える影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年の喫煙防止対策を促進します。

学校、市町等関係団体と連携し、アルコールが健康に与える影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者の飲酒防止対策を促進します。

4 非行防止と立直りの支援

めざす姿

社会全体で非行の未然防止や非行からの立直り支援に取り組み、子どもはいつでも何度でも夢と希望に向かって立ち上がることができます
社会全体で子どもに有害な環境を改善し、健全な育成環境が整っています

現状と課題

県内の少年非行情勢は、刑法犯総検挙・補導人員の約4割を少年が占め、小・中学生が全体の過半数を占めている一方で、児童買春・児童ポルノ等、子どもが被害者となる事犯が常態化しています。

非行少年や要保護少年¹に対して、継続的な指導・助言のほか、就労・学習支援、居場所づくりを通じた立直りを図る必要があります。

児童福祉法に基づく児童自立支援施設である県立広島学園においても、家庭裁判所の審判により入所する子どもの割合が増えており、自立に向けた生活指導や職業訓練などきめ細かな支援とともに、学校教育法に基づく義務教育の早期の導入が求められています。

インターネットや携帯電話の急速な普及により、子どもが性的な画像や暴力的な画像、出会い系サイトなどの有害情報に接する機会が増えており、子どもを取り巻く環境悪化が懸念されています。

このため、「広島県青少年健全育成条例」や「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21（2009）年4月施行）」などに基づき、インターネットや携帯電話の適正利用、フィルタリングソフトの利用促進など、関係機関と連携して有害環境の改善を推進する必要があります。

薬物乱用は、依存症になった者の再犯が多いことが大きな問題です。

また、近年、子どもにも人気の高い芸能人やスポーツ選手などによる覚せい剤や大麻の乱用に関するニュースが数多く報道され、子どもの規範意識の低下を招き、深刻な影響を与えているのではないかと危惧されています。

取組の方向

（1）非行防止の取組

深夜から早朝にかけて営業するカラオケ店、インターネットカフェ等に対し、立入調査の計画的な実施などを通じて、当該時間帯に子どもの利用をさせないよう措置を講じます。

毎年7月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定められており、市町、（社）青少年育成広島県民会議を始めとする関係団体とともに、非行防止に関する啓発事業等を実施します。

小・中・高校を対象に児童生徒の規範意識の向上を図るため、関係機関と連携して「犯罪防止教室」を開催するとともに、教職員、少年警察ボランティア²による犯罪防止教室の効率的な推進が図られるよう情報提供等の支援を行います。

「スクールサポーター制度」の効果的運用、警察と教職員の連携による学校を起点とした非行防止活動を推進します。

警察職員、少年警察ボランティア、関係機関・団体による街頭補導活動の推進と深夜に子どもを働かせる営業に対する取締りを推進します。

「フィルタリングサービス」の利用促進などの広報啓発活動によるインターネットや携帯電話の安全な利用に関する意識啓発を行い、性に関する不正書き込みや出会い系サイトを利用した誘引行為等の取締りを推進します。

¹ 要保護少年：児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く。)をいう。

² 少年警察ボランティア：少年の非行防止又は少年の福祉のための活動に当たる少年指導委員、少年補導協働員、暴走族相談員等のボランティア。

(2) 有害環境対策の推進

警察や地域との連携を強化することにより、「広島県青少年健全育成条例」の効果的な運用を行い、有害図書類を収納した自動販売機等の撤去に向けて取り組みます。

青少年育成団体など関係機関と連携し、フィルタリングソフト利用の普及啓発などインターネットや携帯電話の適正な利用について、保護者を始め、県民に対し広報啓発活動を行います。

少年補導協助員³によるインターネット上における有害情報の発見活動や(社)全国少年警察ボランティア協会を通じての排除要請等の少年サポート活動を推進します。

(3) 立直りの支援

問題行動を抱える子どもの立直りの支援と地域ボランティア団体等の各種団体等が行う「居場所づくり」を引き続き促進します。

少年サポートセンターによる学校、教育委員会、こども家庭センター(児童相談所)等と連携した立直り支援のための少年サポートチームの編成と各種サポート活動を展開します。

暴走族少年、非行少年の立直り支援のため、就労や学習支援など地域ボランティア等と連携した諸活動を推進します。

県立広島学園の入所児童への学校教育法に基づく義務教育の実施に向けた検討を推進するとともに、関係機関と連携して生活指導や職業訓練の充実や学力の向上など支援の強化を図ります。

また、就労した児童の生活の安定と自立を支援するため、生活指導や職業指導を行う自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)の設置を促進します。

(4) 薬物乱用防止対策

薬物乱用青少年を早期発見(2次予防)、指導(3次予防)するとともに、薬物に関する相談・指導機関のネットワーク化を図り、薬物依存症者やその家族への支援体制を充実させ、薬物再乱用防止対策を推進します。

薬物相談業務に従事する保健所、医療機関、更生施設等の職員に対する研修会等を行い、相談・指導業務の充実を図ります。



3 少年補導協助員：少年の保護及び少年相談、街頭補導、有害環境浄化、地域社会の啓発等少年の健全な育成に資するための活動を行う少年警察ボランティア。

5 若者の自立支援

めざす姿

社会人として自立するために必要な資質・能力が身につく、挑戦する意欲があふれています
就業を人生設計の中で主体的に位置付け、次代の社会を担う意欲にあふれ、活動的で自立した若者に育っています
仕事をもち、家庭を築き子どもを生き育てたいと思う男女の希望がかなう社会づくりが進んでいます

現状と課題

厚生労働省によると、就職もせず通学もしない若年無業者数は、平成20（2008）年に64万人と、平成19（2007）年の62万人から2万人増加しています。また、フリーター¹の数も平成20（2008）年は170万人で、ピーク時の平成15（2003）年の217万人以降減少傾向にあるものの、25歳から34歳のいわゆる年長フリーター層では改善に遅れが出ています。

背景には、需要不足によって求人数が減少する中で雇用のミスマッチが拡大していることや社会・労働市場の複雑化、求められる職業能力の変化に、従来の教育・人材育成・雇用のシステムが十分対応できていないことなどが挙げられています。また、将来の目標が立てられない、目標実現に向けて行動を起こせない若者の増加も指摘されています。

このため、学校においては、将来社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力が身につく教育の充実が求められており、高等学校における職業教育として、社会環境や産業構造の変化に迅速・的確に対応できるよう、幅広い能力を持つ人材を育成するとともに、生徒の主体的な進路選択を実現するため、就職指導を充実していく必要があります。

併せて、若者に対しては、明確な職業意識の醸成を図るとともに、働く意欲・能力の向上を支援し、早期の職業的自立を促進することにより、次代を担う人材として育成することが必要です。

また、社会的に自立するための援助が保護者等から得られない児童養護施設等を退所した子どもへの生活の安定と自立への支援が求められています。

若者の9割は、いずれ結婚したいと願っているにもかかわらず、平成17（2005）年の30～34歳の未婚率（全国）は男性47.1%、女性32.0%となっています。未婚化、晩婚化の要因は様々ですが、結婚しない理由として、現在恋人のいない男女の多くが「結婚したいと思う相手にめぐり会わない」、「異性とうまく付き合えない」と回答している調査結果（平成20（2008）年度若者の家族形成に関する調査：財団法人こども未来財団）があり、若者の希望をかなえるために、出会いの場の創出やコミュニケーション力の向上支援が求められています。

少子化が進む中、自分が子どもを持って初めて赤ちゃんにふれるという若者が増えていることから、親になって戸惑わないよう、乳幼児とのふれあいの機会や乳幼児とのコミュニケーションについて学ぶ機会をつくる必要があります。

¹ フリーター：労働経済白書（厚生労働省）では、在学者を除く15～34歳（女性は未婚者）の者で、就業している者は勤務先の呼称が「アルバイト」又は「パート」の者、無業の者は家事も通学もしておらず「アルバイト、パート」の仕事希望する者と定義。

取組の方向

将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育成するため、学校、家庭、地域、産業界等が連携し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における就業体験の機会を積極的に設けるなど、高校生の就業能力の強化を図ります。特に、農業、工業、商業などの専門高校では、企業の技術者等による指導や資格の取得、高度技術に関する学習を促進するなど、継続的に企業等との連携を図ります。

県立高校において、将来、職業人として必要とされる自立心、創造力及びチャレンジ精神などの「起業家精神」を持ち、地域社会や産業の活性化に貢献できる人材の育成を図ります。

また、工業高校等の生徒を対象に、ものづくりに関する技能向上のためのセミナーを開催し、将来の本県のものづくり産業を担う人材の育成を図ります。

職業選択の方針が未定の高校生、大学生、未就職卒業者等に対する就業支援を効果的・総合的に実施する「ひろしま若者しごと館²」において、厚生労働省広島労働局と連携して、ワンストップ³で広範かつ確な雇用関連サービスを提供することにより、若年失業者やフリーターの増加傾向からの転換を図ります。

若者に対しては、企業での実習を組み合わせた職業訓練の実施などを通じて、職業意識の醸成や自己の適性、仕事に対する理解など、職業人としての基本的な心構えの習得を図るとともに、企業ニーズに対応した人材の育成に取り組みます。

児童養護施設等を退所して就労した子どもなどの生活の安定と自立を支援するため、生活指導や職業指導を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の設置を促進します。

結婚を希望する若者の支援のため、こども未来づくり・ひろしま応援隊等と連携し、企業や団体等が行う若者のコミュニケーション力や生活能力向上を通じた出会いの場の創出を支援します。

大学などと連携し、若者が乳幼児とふれあい、子育てを体験し、家族の大切さを実感できる機会の提供に努めます。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
キャリア教育の推進 ・児童生徒がキャリア教育に関する学習を記録する「私のキャリアノート」を活用し、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進 高校生の就業能力の強化 ・企業等との協力・協働による「専門高校応援ネットワーク」を活用し、生徒実習や教員研修を実施 ・起業の基本的スキルを学ぶセミナーを開催するとともに、生徒がビジネスプランを立案し事業を実施するなど、起業活動の体験を支援 ・工業高校等の生徒を対象に、技能向上のためのセミナーを開催し、ものづくりに関する技能の向上を支援	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合（県立高校）	30.3%	40%
	新規高校卒業者就職率	95.7% (全国平均93.2%) (平成21年3月卒業者)	常に全国平均以上
	高校卒業後3年以内の離職率	47.4% (全国平均47.9%) (平成17年3月卒業者)	現状値より改善
出会いの場の提供への支援 ・企業や団体等が行う、若者のコミュニケーション力などの向上を通じた出会いの場の提供を支援	-	-	-
若者が乳幼児とふれあう機会の提供への支援 ・大学等が行う、若者と乳幼児のふれあいの機会の提供を支援	-	-	-

2 ひろしま若者しごと館：「若者自立・挑戦プラン」に盛り込まれた「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）」で県、厚生労働省広島労働局が連携して運営する若者の就業を支援する拠点施設。

3 ワンストップ（・サービス）：各種の行政手続のサービスを身近な窓口やパソコンで1か所あるいは1回の手続で県民や企業に提供すること。

